

仙北市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例について

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行し、同感染症に係る被保険者等へ支給する傷病手当金について、秋田県後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給規則に定める期日としている令和5年5月7日から請求期限である2年が経過することから、本市において行う傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務の規定を削除するもの。

2 改正概要

(1) 第2条関係

本市において行う事務にある、傷病手当金の支給に係る申請書の受付を削除する。

(2) 附則関係

施行は、公布の日からとする。